

岩手山麓・八幡平周辺重点地域の景観形成基準

重点地域

行為類型	景観形成基準							
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区	沿道景観形成地区		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。			
		地形の保存	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。					
		壁面の後退	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。		主要な道路(※6)の境界から5m以上後退するよう努めること。		主要な道路(※6)の境界から3m以上後退するよう努めること。	
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。		道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。			
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。			原則として15mを超えないよう努めること。		原則として21mを超えないよう努めること。
	やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。							
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。					
		地域性	県が登録した地域の景観資産(※1)の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。					
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。					
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。			原則として陸屋根を避けるよう努めること。 (やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(※2)を行うこと。)		
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(※3)は用いず、原則として推奨色(※4)を用いるよう努めること。 また、周辺の建築物と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。					
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。			やむを得ず純色等(※3)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。		
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。					
		経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。					
		反射	屋根及び外壁等には、原則として周囲に反射する光沢素材を用いないこと。			屋根及び外壁等には、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(※5)30%以上の緑化に努めること。			敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(※5)20%以上の緑化に努めること。		
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。					
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。					
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。					
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。					
付属建物		車庫や物置等の付属物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。						
既存の改善		増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。			
		地形の保存	地域の景観資産(※1)として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。					
		位置	主要な道路(※6)の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 (1)擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2)電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの(その支持物を含む。)、ただし、高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)以下のものに限る。					
		高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。 ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。			周辺の景観を形成するスカイラインから突出しないよう努めること。		
	形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。					
	色彩	推奨色	純色等(※3)は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く。)					
	素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。					
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。					
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。 (他法令等により設置が義務付けられているものは除く。)					
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。					
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なりょう面及び擁壁が生じないよう努めること。					
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なよう配し、周辺の植生と調和した緑化に努めること。					
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。					
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。					
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。					
遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。						
鉱物の掘採又は土砂の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。					
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。					
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要 最小限の規模とするよう努めること。					
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。					
	行為後の措置	既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。					
	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。						

※1～※6は「景観形成基準・注意書き」を参照